

# 北陸地方非常通信協議会会則

## (目的)

第1条 この協議会は、北陸3県における非常通信（電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時に必要な通信をいう。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この協議会は、北陸地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 非常通信の運用計画及び実施
- (2) 非常通信の訓練計画及び実施
- (3) 非常通信の取扱い要請
- (4) 非常通信に関する調査研究
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項

## (構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 国及び地方公共団体
  - (2) 通信設備を所有する機関又は団体
  - (3) 非常通信の利用に関係する機関又は団体
  - (4) その他非常通信に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 構成員の加入は、常任幹事会で決定する。
  - 3 前項の加入申し込みは、別表に定める様式により行う。
  - 4 構成員の退会は、適宜の様式により、文書で会長あて届け出るものとする。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

|   |   |          |    |       |   |                           |
|---|---|----------|----|-------|---|---------------------------|
| 会 | 長 | 1名       |    |       |   |                           |
| 副 | 会 | 長        | 3名 |       |   |                           |
| 委 | 員 | 各構成員から1名 |    |       |   |                           |
| 幹 | 事 | 各構成員から1名 |    |       |   |                           |
| 常 | 任 | 幹        | 事  | 15名程度 |   |                           |
| 要 | 請 | 会        | 議  | 議     | 長 | 1名                        |
| 要 | 請 | 会        | 議  | 議     | 員 | 若干名                       |
| 表 | 彰 | 審        | 査  | 委     | 員 | 北陸地方非常通信協議会表彰規程において別に定める。 |

(役員任期)

第5条の2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中において異動があった場合の任期は前任者の残存の期間とする。

(役員選出)

第6条 会長及び副会長は、総会で決定する。

2 委員及び幹事は、構成員が指名した者とする。

3 常任幹事は、幹事の中から選出し、総会で決定する。

4 要請会議議長（以下「議長」という。）は、会長をもってあてる。

5 要請会議議員（以下「議員」という。）は、副会長をもってあてる。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

(3) 委員は、総会の構成員として第8条第2項に定める事項を行う。

(4) 幹事は、幹事会の構成員として第9条第2項に定める事項を行う。

(5) 常任幹事は、常任幹事会の構成員として第10条第2項に定める事項を行う。

(6) 議長の任務は、次のとおりとする。

ア 要請会議を代表し、会務を総括する。

イ 非常通信の取扱い要請を行う。

(7) 議員は、第11条第2項に定める事項を行う。

(総会)

第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 第3条に掲げる事項（非常通信の取扱い要請を除く。）

(2) 会則の改廃

(3) その他特に必要と認めた事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会の決定に基づく必要な事項

(2) その他会長が幹事会において協議することを適当と認めた事項

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、常任幹事をもって構成し、毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 常任幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業計画に基づく事業を実施するために必要な事項
- (3) 構成員の加入に関する事項
- (4) その他会長が常任幹事会において協議することを適当と認めた事項

(要請会議)

第11条 要請会議は、議長及び議員をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 2 要請会議は、非常通信の取扱い要請を行う時期及び当該非常通信を取扱う機関等について協議する。
- 3 地震発生時等要請会議を行う時間的余裕がない場合は、前項にかかわらず、議長が要請会議に代わって、適当とする非常通信の取扱い要請を行う時期を取り扱う機関に要請することができる。

(会議の招集)

第12条 総会、幹事会及び常任幹事会は、会長が招集する。

- 2 要請会議は、議長が招集する。

第13条 削除

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、北陸総合通信局無線通信部陸上課、富山県総合政策局防災・危機管理課、石川県危機管理監室危機対策課及び福井県安全環境部危機対策・防災課が行う。

- 2 庶務のとりまとめは、北陸総合通信局無線通信部陸上課が行う。

第15条 削除

(表彰)

第16条 協議会は、非常通信協議会表彰規則に基づき、非常通信の実施及び協議会の運営に関して功績のあったものを表彰することができる。

(細則)

第17条 この会則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 北陸地方非常無線通信協議会規約（昭和39年12月3日）は、本規約施行の日から廃

止する。

- 3 この会則は、昭和 56 年 4 月 30 日から改正施行する。
- 4 この会則は、昭和 61 年 4 月 22 日から改正施行する。
- 5 この会則は、平成 4 年 5 月 28 日から改正施行する。
- 6 この会則は、平成 5 年 5 月 26 日から改正施行する。
- 7 この会則は、平成 7 年 5 月 30 日から改正施行する。
- 8 この会則は、平成 8 年 6 月 24 日から改正施行する。ただし、第 15 条第 2 項については、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この会則は、平成 11 年 6 月 18 日から改正施行する。
- 10 この会則は、平成 13 年 6 月 22 日から改正施行する。
- 11 この会則は、平成 14 年 6 月 21 日から改正施行する。
- 12 この会則は、平成 15 年 6 月 18 日から改正施行する。
- 13 この会則は、平成 16 年 6 月 17 日から改正施行する。
- 14 この会則は、平成 18 年 6 月 21 日から改正施行する。
- 15 この会則は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。
- 16 この会則は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

別 表（会則第 4 条第 3 項関連）

## 加 入 申 込 書

平成 年 月 日

北陸地方非常通信協議会会長 殿

所在地住所 〒

申込団体名

代表者氏名

印

貴協議会の趣旨に賛同し加入したいので、下記事項を添えて申し込みます。

記

### 1 選任予定の委員、幹事

|     | 役 職 | 氏 名 |
|-----|-----|-----|
| 委 員 |     |     |
| 幹 事 |     |     |

### 2 連絡担当者

|            | 役 職 | 氏 名 | 連絡先                      | 緊急連絡先<br>(夜間・休日等)        |
|------------|-----|-----|--------------------------|--------------------------|
| 連絡先<br>担当者 |     |     | TEL<br>( )<br>FAX<br>( ) | TEL<br>( )<br>FAX<br>( ) |

☆E-mail アドレス： ( )

☆個人情報については加入申込手続並びに事後連絡のみに使用するものです